

**短時間勤務職コース等、短期組合員になった方**

2024年4月  
日本郵政共済組合

**【注意】短時間勤務職コース、期間雇用社員等となる方の  
4～6月の共済掛金額について**

現職の正社員から短時間勤務職コースへ転換される方のほか、退職後にエキスパート社員、期間雇用社員等として引き続きJPグループで勤務される方等の転換後は「短期組合員」として、健康保険部分のみ共済組合員資格が引き続きます。

⇒「短期組合員」へ変更するのは同じでも、**転換されるコースによって  
掛金額が変更されるまでのルールが異なります！**

<p>コース選択</p>	<p>シニアスタッフ 短時間勤務職コース</p>	<p>月給制のエキスパート社員、契約社員などの期間雇用社員</p>	<p>再雇用シニアスタッフ短時間勤務職コース</p>	<p>時給制の期間雇用社員</p>
<p>適用</p>	<p>随時改定</p>		<p>資格取得時決定</p>	
<p>掛金額の変動</p>	<p>2024年4～6月の支給実績に基づき、7月から標準報酬等級・掛金額が変わります。 <b>4～6月の控除額は高いままですご注意ください！</b> 給与から掛金額を控除しきれない場合は、共済組合から払込取扱票を送付します。</p>		<p>2024年4月に各種手当を含まない固定的給与に基づく標準報酬月額になりますが、6月に各種手当を含む正しい標準報酬月額となりますので、<b>6月の給与支給時に掛金額の精算が生じ、高額な控除となるケースがあります！</b></p>	
<p>給与支給額と掛金額のイメージ</p>	<p>給与支給額が減額してもすぐに掛金額は変わりません</p> <p>3か月の給与支給額の平均から新等級を判定</p> <p>新等級に基づく掛金額になるのは7月です！</p>		<p>固定的給与のみで仮の掛金を計算</p> <p>新等級に基づく掛金額と4月、5月掛金の差額精算</p> <p>新等級に基づく掛金額になるのは7月です！</p>	

※ 短期組合員の方は日本年金機構の厚生年金に加入し、退職等年金給付は対象外です。

※ 再雇用シニアスタッフ職等から再雇用シニアスタッフ短時間勤務職コースへと転換するときは、「随時改定」となります。

**【照会先】**

共済掛金に関すること：日本郵政共済組合共済センター [TEL:0120-97-8484](tel:0120-97-8484)（コールセンター）  
給与支給に関すること：勤務先の給与ご担当者様へご連絡ください。